ニュースリリース　平成22年 3月17日

預金規定等への暴力団排除条項導入とお客さまへのお願い

常陽銀行（頭取　鬼澤　邦夫）は、平成 22 年 4 月 1 日より、すべての預金規定および貸金庫規定に暴力団排除条項を導入し、新規定を適用しますのでお知らせいたします。

規定改定後は、預金・貸金庫のお取引申し込み時に、お客さまが反社会的勢力でないこと等の表明・確約をお願いすることといたします。

暴力団排除条項とは、お客さまが暴力団等の反社会的勢力であることが判明した場合等に、お取引を停止または解約させていただくことを定めた条項です。

なお、改定後の預金規定・貸金庫規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

当行は、反社会的勢力との関係遮断を企業倫理に掲げ、平成 21 年 7 月には銀行取引約定書等の融資関係の契約書に暴力団排除条項を導入しておりますが、このたび、同条項の導入対象を預金取引・貸金庫取引に拡大するものです。

この取り扱いは、平成 19 年 6 月に政府より公表された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を踏まえたもので、今後も、当行の企業倫理を実現するため、反社会的勢力との関係遮断に努めてまいります。

以上